

衛 生 監  
防衛省本省の施設等機関の長  
各 幕 僚 長  
情 報 本 部 長 殿  
防 衛 監 察 監  
各 地 方 防 衛 局 長  
防 衛 装 備 庁 長 官

防衛装備庁長官

防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について（通知）

標記について、装備品等標準化実施細則（防装管第4955号別添。7. 9. 29。以下「細則」という。）第19条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 趣旨

この掲載基準は、多くの企業の参入を促して供給元の多様化を図り、防衛調達における競争の拡大及び公正性・透明性の向上に寄与するため、細則第18条の2の部外への情報提供としてホームページに掲載する防衛省仕様書等の範囲を定めるものである。

2 掲載基準

ホームページに掲載する防衛省仕様書等の範囲は、次の各号に掲げる仕様書及び規格のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第3号及び第4号の不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まないものとする。

ただし、これ以外の仕様書（調達品目表等の調達品目の仕様が分かる資料を含む。）についても、不開示情報を含むため公開に適さないものを除き、入札公告をホームページに掲載する際に、併せてホームページに掲載するよう努めるものとする。

なお、仕様書及び規格の引用文書等については、原則として、ホームページに掲載しないものとする。

(1) 防衛省仕様書

装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第13条第1項の規定に基づき、防衛大臣が制定した防衛省仕様書

(2) 幕等仕様書

訓令第14条第2項及び第3項の規定に基づき、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長、航空自衛隊補給本部長及び防衛装備庁長官が作成する仕様書（継続的に調達する品目の仕様書及び複数の品目に対して共通して適用される仕様書に限る。）

(3) 防衛省規格

訓令第19条第1項の規定に基づき、防衛大臣が制定した防衛省規格